

長野県議会災害等対策連絡本部会議 協議事項

日時：令和2年7月14日(火)

10時00分から

場所：第2特別会議室

1 第6回長野県議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部会議

(資料第1号～第3号)

2 令和2年7月豪雨について

3 その他

## 長野県としての対応について（7月10日～7月31日） ～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～

令和2年7月9日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

### 1 現状・基本認識

緊急事態宣言の全面的な解除から、1月以上が経過した。特定警戒都道府県とされていた地域においても、県をまたいだ人の移動や施設の使用制限の要請などが解除され、全国的に社会経済活動が再開される局面に入っている。

しかし、この間、新規感染者は全国的には一旦落ち着いたものの、首都圏など一部の地域において再び増加する傾向が見られるようになっており、状況を注視していく必要がある。

本県においては、6月18日に1名の陽性が確定し、5月12日以来の新たな感染者となったが、感染拡大が懸念される状態とはなっていない。

現時点においても、新型コロナウイルス感染症のリスクは身近に存在しており、ウイルスとの共存を図るためには、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を推進する必要がある。

更に、第2波・第3波に備えて、医療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策の強化を図ることのできる体制を整える必要がある。こうした感染症対策を実施しながら、冷え込んでいる県内経済の再生を図るため、消費喚起、県内観光の促進等経済活動の活性化を支援するとともに、県民生活を支援し、感染防止対策と経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の現状認識の下、7月10日から7月31日までの対策においては、引き続き以下の3点を重点として、進めることとする。

- 1 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- 2 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めること
- 3 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること

## 2 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点1》

### (1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、実施を呼びかけていく。

〔各部局〕

### (2) 県外との往来

県において、他都道府県の感染状況を常にモニタリングし、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとることを県民に呼びかける。

- ・人ごみを避ける。
- ・接客を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い、手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行う。

〔危機管理部・観光部〕

### (3) 新型コロナ対策手帳の配布

基本的な感染対策や相談窓口等を紹介するほか、個人の体調や行動履歴が記入できる「新型コロナ対策手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

### (4) ガイドラインの周知を通じた各業界への感染防止策の徹底の要請

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を図る（特措法第24条第9項）。

〔各部局〕

### (5) 「新型コロナ対策推進宣言」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・

実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。  
〔産業労働部〕

(6) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産者向上に向けた新たな取組等を支援するとともに、顧客との密接を避けることが難しい理美容業等の小規模事業者の感染防止策を支援する。

〔産業労働部・営業局〕

(7) 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすることの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

(8) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成による連絡先等の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(9) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

3 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めるための取組《重点2》

(1) 医療提供体制の確立

第2波・第3波に備え、これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、600人規模の感染者を想定し、350名程度の入院患者（うち重症者48名）、250名程度の宿泊療養者の受入体制を7月末を目途に整備する。

病床の確保にあたっては、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

〔健康福祉部〕

#### (2) 検査体制等の拡充

第2波・第3波に備え、これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、1日1,000件以上の検査が可能となるよう検査体制を強化していく。

引き続き、簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターを県下10医療圏に設置するとともに、十分な検査処理能力を確保することにより、円滑な検査体制を構築する。

また、有症状者相談窓口において、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるよう幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

#### (3) 医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な感染者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

また、人員が不足する医療機関等に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築する。

福祉現場において、感染者が発生した場合に他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する体制を構築する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

#### (4) 「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数をはじめ、感染経路不明者の割合、受入可能病床数に占める入院者数の割合などの指標を常時モニタリングし、感染拡大の兆しを迅速に捉え、的確な対策の強化につなげる。

〔危機管理部・健康福祉部〕

### 4 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点3》

社会経済活動の再開を段階的に進めるため、「社会経済活動再開に向けたロードマップ」を策定する。(詳細は別紙のとおり)

(1) 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応 (With コロナ) フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ (ワクチン等開発後)」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

(2) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

(3) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながっていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施する。

さらに、ジョブカフェ信州において、キャリアコンサルティングや職場実習の支援枠を拡充し、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援する。

〔産業労働部〕

(4) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(5) With コロナ時代における観光産業振興に向けた取組

7月中は、県民向け宿泊割引・観光地クーポン券発行事業を活用し、地域・県民の支えあいによる県内観光振興を図る。

これと並行して、感染状況を注視しながら、比較的落ち着いている地域を中心に全国に対するPR活動を実施し、県外客向けの宿泊割引や日帰り旅行クーポン事業、小規模宿泊施設のための割引事業の実施と併せ、県外からの観光誘客を進めるとともに、国の「Go to キャンペーン」と連動した連泊促進クーポン事業を行うなど、観光振興のために切れ目のない対策を講じていく。

また、新しい生活様式の定着による観光ニーズの変化への対応を地域とともに推進するため、「With コロナ時代における長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、

今後の観光関連産業の振興に向けた指針とする。

〔観光部〕

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守るため、部局横断的に生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(7) 農家等の経営継続に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

特に需要が低迷している県産花きの活用キャンペーンや、牛肉等の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(8) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

(9) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

(10) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住いのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金について8月以降の円滑な支給に向け、広報等を行う。

※（市にお住いの方については、各市が実施）

〔県民文化部〕

## 5 その他重要な事項

### (1) 県立学校についての取扱い

以下の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

- ・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- ・子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

### (2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

### (3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、当面、別添「県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準」に従い実施する。

〔各部局〕

### (4) 民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する（特措法第24条第9項）。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼する。

#### ※イベント開催の目安

【7月10日～7月31日】

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合



には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じること。

〔各部局〕

#### (5) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行う。

また、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

〔県民文化部・各部局〕

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることによって感染します（飛沫感染）。また、ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることによって感染します（接触感染）。

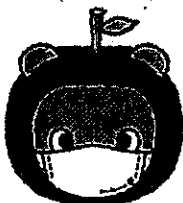
感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう。

- 感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い）を徹底しましょう。
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の健康チェックを欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの強い症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- マスク着用や小まめな手洗いをスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの体調管理、健康チェックを行いましょよう。  
また、発熱の症状などがある人が休みやすい環境を整えましょよう。
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょよう。
- 施設内の定期的な換気や設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょよう。
- 在宅勤務や、時差出勤、交代制勤務などによる勤務時間の分散等を推進ましょよう。
- お客様に咳エチケットや手指の消毒を呼びかけましょよう。
- 「新型コロナウイルス対策推進宣言」を積極的行うなど、お店の取組をお客様にお知らせましょよう。

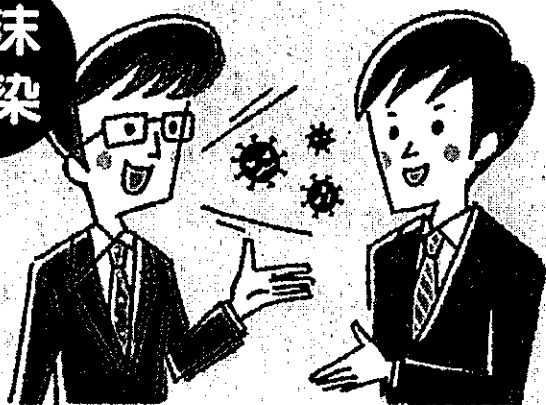
# 新たな日常のすゝめ



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

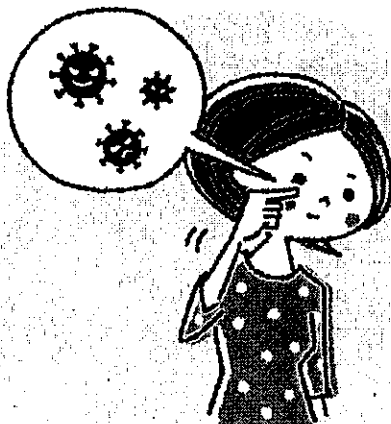
新型コロナウイルスは、目・鼻・口から感染します。

飛沫感染



咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることによって感染します。

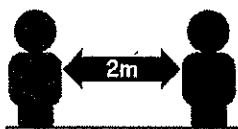
接触感染



ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることで感染します。

感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう!

### 3つの基本



身体的距離の確保



マスクの着用  
(人混みの中、会話の際)



手洗い・手指消毒

### 3密の回避

換気の悪い  
密閉空間

3つの条件が揃う場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

多数が集まる  
密集場所

間近で会話や発声をする  
密接場面

### 3つの確認

- 体温確認
- 体調確認
- 行動履歴確認

毎日の健康チェックを欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避けましょう。

症状が長引くときや息苦しさや高熱などの強い症状がある時は、かかりつけ医や有症者相談窓口にご相談しましょう。

## 県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

緊急事態宣言の解除から1か月以上経過し、全国的に社会経済活動が再開する局面に入っています。ウイルスとの共存を図るため、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させつつ、社会経済活動を実施していくことが求められています。

県としても、これまで延期していたイベント・行事についても感染防止に最大限の留意を払いながら、必要なものは実施していくこととし、各部局においては、イベント等を開催するに当たっては、新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、参加者及び職員への感染を防止するための行動を自ら考え、工夫し、そして実践してください。

当面、県主催のイベント・行事の実施については、以下のとおり対応することとします。「新しい生活様式」の定着を推進し、県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るべく、積極的に業務を行いましょう。

なお、急激な感染拡大のおそれが生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととします。

## 県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

## 1 県主催のイベント・行事開催の目安

## 【7月10日～7月31日】

- ・ 屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

## 【8月1日～】(※国における検討経過を踏まえて、改めて検討する)

- ・ 人数制限はなし
- ・ 屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、感染状況を見つつ判断する。

(注) 上記の人数に満たないイベント・行事であっても、その形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、必要な場合は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの対策を講じること。

## 2 県主催のイベント・行事を開催するに当たっての留意事項

イベント・行事を安全に開催するためには、「信州版『新たな日常のすゝめ』」の内容や、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえながら、参加者及び職員への感染を防止するための対策・行動について、主催者自ら考え、工夫し、実践することが求められる。

担当部局は、以下の項目を参考としながら、安全な開催に向けて十分に検討したうえで、イベント等の準備を進めていくこと。

### (1) 開催前

- ・ 風邪（発熱・咳等）症状がある方に対する入場拒否の可能性の事前の周知
- ・ 当該イベントの参加者で感染者が出た場合における、保健所の聞き取り調査協力の事前の要請
- ・ 接触確認アプリのインストールの事前の求め

### (2) 会場準備

- ・ アルコール手指消毒液等の各所への設置、職員や参加者・利用者への手洗いや手指消毒徹底の周知
- ・ 参加・利用人数を施設規模（定員）の半分以上に制限
- ・ 座席の隣との間隔を一人席分空けるなど、十分な距離の確保（2m程度の間隔、パネルの設置など）
- ・ 共有物など参加者の手が触れる物・場所について消毒用アルコール等による事前の拭き取りの実施

### (3) 入場時

- ・ 職員や参加者・利用者にはマスク着用の周知、着用なしの場合の配付等の対応
- ・ 入退時の出入口の分離、人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減少させる等の配慮
- ・ 入場時の検温の実施
- ・ アルコール手指消毒液等を受付に設置し、手指消毒徹底の求め
- ・ 催物開催中、大声を出すことを控える等の参加者への周知

#### ◆不特定多数の者が参加するイベントにおいて

- ・ 参加者名簿に、氏名・住所・電話番号の記載を求める等、感染者発生時における追跡・調査を可能とするための準備

### (4) 終了後

- ・ 終了後に共用場所の消毒（拭き取り）の実施
- ・ 参加者のリストについて、長野県個人情報保護条例に従った適切な管理、また1か月程度を目途とした廃棄

(注) 上記の項目をすべて満たさない場合であっても、直ちにイベント・行事の開催が不可となるわけではない。実施の形態や場所によってリスクが異なることに留意しながら、感染防止のための対策について十分な検討を行ったうえで、実施の判断を行うこと。

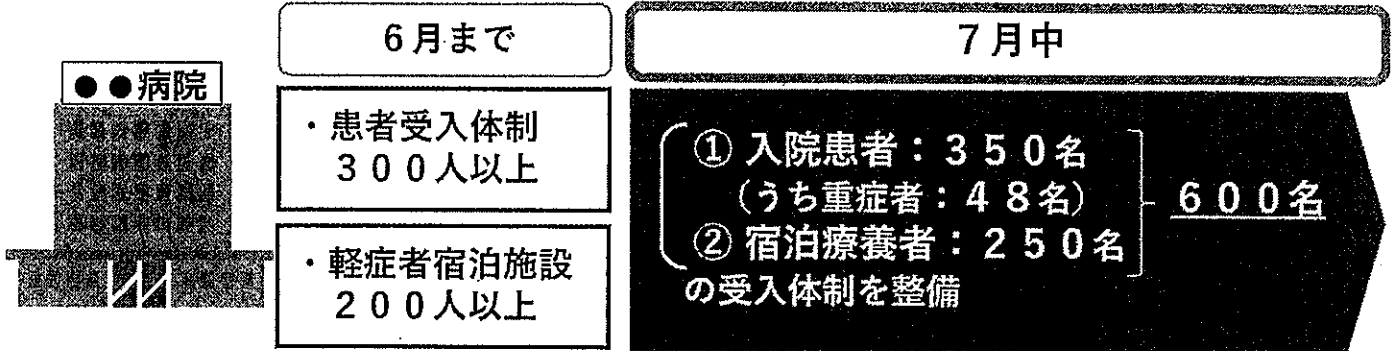
# 社会経済活動再開に向けたロードマップ

	～5/31	<活動準備・始動期> 6/1～6/18	<県内需要拡大・交流展開期> 6/19～7/9	<県外需要拡大期> 7/10～7/31	<新たな日常での活動定着期> 8/1～
<b>共通</b>		感染防止策の徹底（別添 信州版「新たな日常のすゝめ」を参照）			
<b>人の移動</b>	STAY信州 ・身近な地域に留まる「STAY信州」は終了 ・特定警戒都道府県（解除後5都道府県）との往来自費要請	原則として往來は自由 ・法による移動の自粛要請は行わない ・ただし、首都圏・北海道との移動は慎重に対応するよう呼びかける ・他の都道府県の感染状況をモニタリングして、必要に応じて注意喚起を行う。 （※直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県への往來については慎重な行動をとる）			
<b>観光</b>	（県の取組） 地域支え合い観光緊急事業 （観光宿泊施設） ・感染防止策の取組等 ・特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営 （山小屋） ・休業の検討を依頼	地域の支えあいによる観光の促進（信州地域支えあいキャンペーン） 県民向け宿泊割引（ふっこう割） （感染状況を注視しながら実施） 県として近隣県等へのPR 7月下旬連休以降を目指して観光誘客のキャンペーン GoToキャンペーン			
<b>地域内需要喚起</b>		地域の支えあいによる消費の促進（信州地域支えあいキャンペーン） 飲食・サービス業等応援・持続化支援 ・自立的展開の支援を継続 飲食・宿泊業クラウドファンディング活用応援 信州ふるさと割（インターネット販売）による県外販路拡大			
<b>イベント</b>	（屋内） 収容率50%以内かつ100人以内 （屋外） 十分な間隔かつ200人以内（できれば2m）	（屋内） 収容率50%以内かつ1000人以内 （屋外） 十分な間隔かつ1000人以内（できれば2m）	（屋内） 収容率50%以内かつ5000人以内 （屋外） 十分な間隔かつ5000人以内（できれば2m）	収容率50%以内 十分な間隔（できれば2m） ・人数上限無し ・感染状況を見つつ判断	
<b>県立学校</b>	・5月23日から再開 ・分散登校を実施	通常登校 ・感染リスクを可能な限り低減させるとともに、子ども達の学びを最大限保障する			
<b>県有施設</b>	・人を呼び込む施設の休止	再開 ・ただし、施設を使用して行うイベントについては上記の基準を遵守するよう要請（使用料を減免）			
<b>医療関係</b>	（医療体制） 300人以上の患者受入体制の継続、200人以上の軽症者宿泊施設の受入体制の継続、重症者受入体制の充実の検討 （検査体制） ・外来・検査センターを6医療圏に設置 ・可能検査数：266検体/日	新たな患者推計を踏まえた医療提供体制の整備 体制に基づく医療提供 残りの4医療圏にセンターを設置（6月末までに設置済） （5月末までに設置済：佐久、上小、上伊那、飯伊、松本、長野） 可能検査数：300検体/日以上（6月末までに対処済） 10医療圏のセンター運営を継続 検査体制の継続・拡充			
<b>予算</b>		☆5月専決（コロナ対策補正第3弾） ・「長野県民支えあい」による観光需要の喚起 ・事業者の「新しい生活様式」への移行支援（拡充） ・経営を継続し雇用を守る事業者への支援 ・失業者等の就労支援	☆6月補正（コロナ対策補正第4弾） ・医療・福祉提供体制等の更なる強化（第2波・第3波への備え） ・県内経済の再生・暮らしへの支援 ・「新しい生活様式」への移行支援 ・児童生徒等の学びの保障		

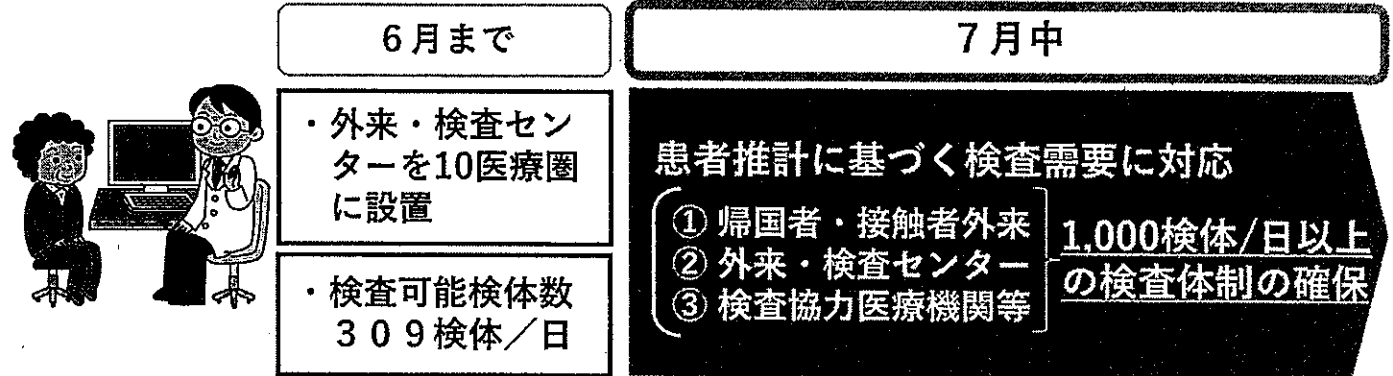
※このロードマップは、本県及び全国の感染状況が落ち着いた状況であることを前提としています。感染拡大が生じた場合は、自粛の要請等の措置を講じる場合があります。

# 患者推計に基づく医療提供体制、検査体制の確保

## 医療提供体制の整備目標

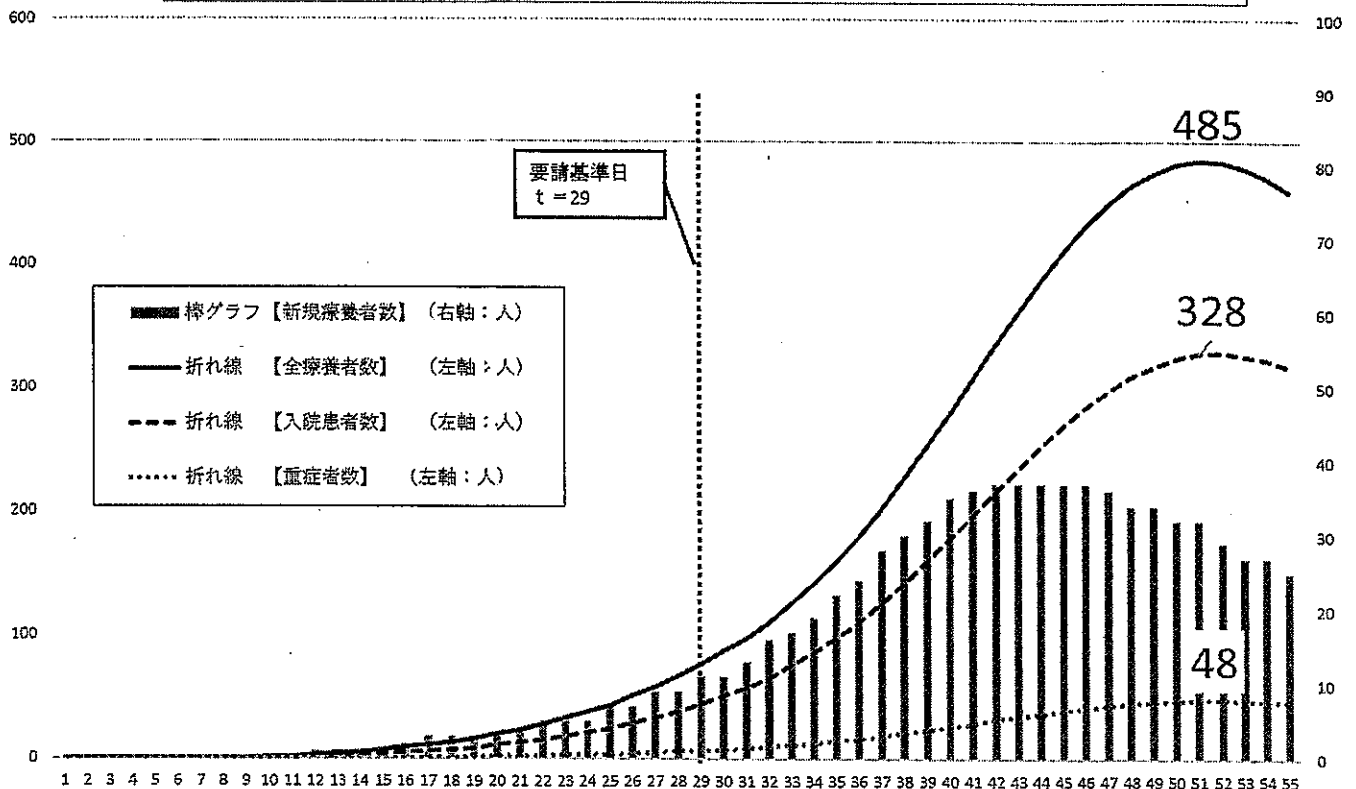


## 検査体制の整備目標



## 新型コロナウイルス感染症患者の推計

高齢者群中心モデル (基準日から1日後の要請、実効再生産数 = 1.7)





長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の  
運用ガイドライン

令和 2 年 7 月 9 日

危機管理部 危機管理防災課

# 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の運用ガイドライン

## 目 次

はじめに	1
条例の構成	2
1 条例制定の意義等	
(1) どうしてこの条例が必要と考えたのか	3
(2) この条例の及ぶ範囲と特措法との関係	4
2 条例による感染症対策の手続き	
(1) 条例による本部の設置	5
(2) 基本的方針	6
(3) 専門家等からの意見聴取	6
(4) 県議会への報告	6
3 対策	
(1) 感染症対策	7
(2) 協力の求め	7
4 県民の皆様への支援	12
5 互いに配慮し支え合う長野県へ	13
6 条例の見直し	14
終わりに	14
県議会の審議の中で議論された事項	15
長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例	20

## はじめに

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19に限る。以下同じ。）及び将来起こりうる同様の感染症への対策について、あらかじめ、基本的な考え方や手続きを明確にすることによって、県民の皆様と共通の認識により感染症対策に当たるため、令和2年6月県議会定例会での審議を経て、制定されました。

感染症対策には、県民の皆様の理解と協力が不可欠です。

本運用ガイドラインは、この条例の制定の背景や運用に当たっての考え方などをできる限り県民の皆様と共有して、一丸となって感染症対策を推進することを目的として作成したものです。

### （参考）危機管理建設委員会 附帯決議

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の施行に当たっては、次の事項について、十分配慮すること。

- 1 まん延を防止するために協力を求める時期や経済的な支援のあり方等、議会の審議の中で明らかにされた事項について整理し、対策に反映するとともに、あらかじめ、県民に分かりやすく示すこと。
- 2 第5条第2項に規定する「検査及び調査に関する体制の充実」により、確実かつ迅速に検査を実施するとともに、クラスター発生に対し、的確に対応できる体制を構築すること。

## 条例の構成

第1条 目的 第2条 定義	この条例の目的及び対象とする感染症について定めています。
第3条 条例対策本部の 設置	条例に基づく県対策本部の設置及びその事務等について定めています。 なお、政府対策本部が設置されている場合は、特措法に基づき、県対策本部を設置します。
第4条 基本的方針の 策定	県対策本部は、感染症対策の実施に当たって基本的方針を策定します。
第5条 感染症対策の 実施等	県が実施する感染症対策全般について定めています。 三密回避の情報提供や「新しい生活様式」に沿った行動への呼びかけなどについて定めています。
第6条 協力の求め等 (新型コロナウイルス 感染症対策に限る。)	感染症のまん延を防止するために、 ① 居宅等から不要不急の外出をしないこと ② 基本的方針で定める施設の管理者・当該施設を使用する催物開催者に対し、当該施設の使用制限、催物の開催制限その他の措置を講ずるよう検討すること について、協力を求めることとします。 なお、特措法により対策が可能な場合は、特措法に基づき行うこととなります。
第7条 県民等に 対する支援	県は、感染症により生活又は経済活動に影響を受ける県民等に対し、幅広い支援を行います。
第8条 意見の聴取	協力の求めなどを行うときは、あらかじめ、学識経験者等の意見を必ず聴くこととします。
第9条 議会への報告	県対策本部を設置することとしたとき、基本的方針を策定することとしたとき、協力の求めを行うこととしたときなどには、速やかに議会へ報告します。
第10条 患者等への 配慮	患者及び医療関係者等、何人に対しても、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならないことを呼びかけています。
附則 条例の見直し	この条例の施行後2年以内を目途に、感染症に関する新たな知見や感染症のまん延の状況などについて検討を加え、必要があれば条例の見直しを行います。

## 1 条例制定の意義等

### (1) どうしてこの条例が必要と考えたのか

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、これまで県では、県民や事業者の皆様、国や市町村をはじめとした関係機関とともに、県民の皆様への命と健康を守るため、最善を尽くしてきました。新型コロナウイルス感染症については、今もって判明していないことも多く、これまでの県の対応の成果や課題等について、詳細な検証を行うには時間が必要です。一方で、これまでの本県や全国の対応から既に見えてきた課題もあります。

感染症対策は県民・事業者の皆様には大きな影響を及ぼすものです。誰がどのような権限に基づき、どのような時、どのような措置を行うのかということについて、第2波がいつ来るか分からない中、できるだけ早く基本的な考え方や手続きを整備し、県民の皆様と共通した認識のもと、一丸となって対応することが重要と考え、この条例を制定するに至りました。

本条例制定の意義は、大きく以下の4点と考えています。

1. 感染症対策は、県民・事業者の皆様に対して大きな影響を与えるものです。したがって本来、できる限り法律や条例の明確な規定に基づき、適正な手続きのもとで行われることを原則とすべきと考えています。
2. 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応は、県民の皆様と協力して進めていくことが重要です。そのため、県としての一定の考え方、基本的な枠組みをお示しすることにより、県民の皆様には今後どのような対応がとられるかという予見可能性を持っていただくことで、共通の認識のもとで対策を進めていくことが可能となります。
3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、全国一律の法律であることから、地域の実情に沿った対応をとるための規定が十分に備わっていない場合があります。例えば、県外からの観光客が多い本県では、新型コロナウイルス感染症対策として、特措法によらない地域の実情を踏まえ、観光・宿泊施設に対して休業の検討の協力依頼を独自に行ってきました。こうした対策についても、他の休業要請等と同様に、その根拠をできるだけ明示的に規定しておくことが望ましいと考えます。

4. 残念なことに、今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、患者、事業者、医療関係者の皆様に対して、様々な差別的取扱いや誹謗中傷が見受けられました。感染症に協力して対応していかなければいけない中で、県民の皆様の絆が断ち切られてしまうことがないように、差別的取扱いを行ってはならないこと等についても定めることが必要だと考えています。

(2) この条例の及ぶ範囲と特措法との関係

新型コロナウイルス感染症に対しては、特措法に基づき、各種の対策を講ずることとなります。この点は、新型コロナウイルス感染症と特措法の対象となるその他の感染症（新型インフルエンザなど）は共通です。

したがって、この条例は、新型コロナウイルス感染症のほか新型インフルエンザなど将来起こりうる同様の感染症への対策についても対象としたうえで、県にとって必要となるこれら感染症への対策や手続きなどのうち特措法に定められていないものについて定めることとしました。

なお、条例第6条に規定する「協力の求め」については、後述するとおり今回の新型コロナウイルス感染症対策のみに限定して適用することとしており、特措法と条例の適用関係は下図のとおりとなります。

(条例第6条の規定の適用関係)

区分	外出自粛	特措法に定める 施設使用停止 催物の停止	観光・ 宿泊施設への 休業検討※
特措法による 対策本部設置時	法 (要請)	法 (要請)	条例 (検討協力の求め)
条例による 対策本部設置時	条例 (協力の求め)	条例 (検討協力の求め)	条例 (検討協力の求め)

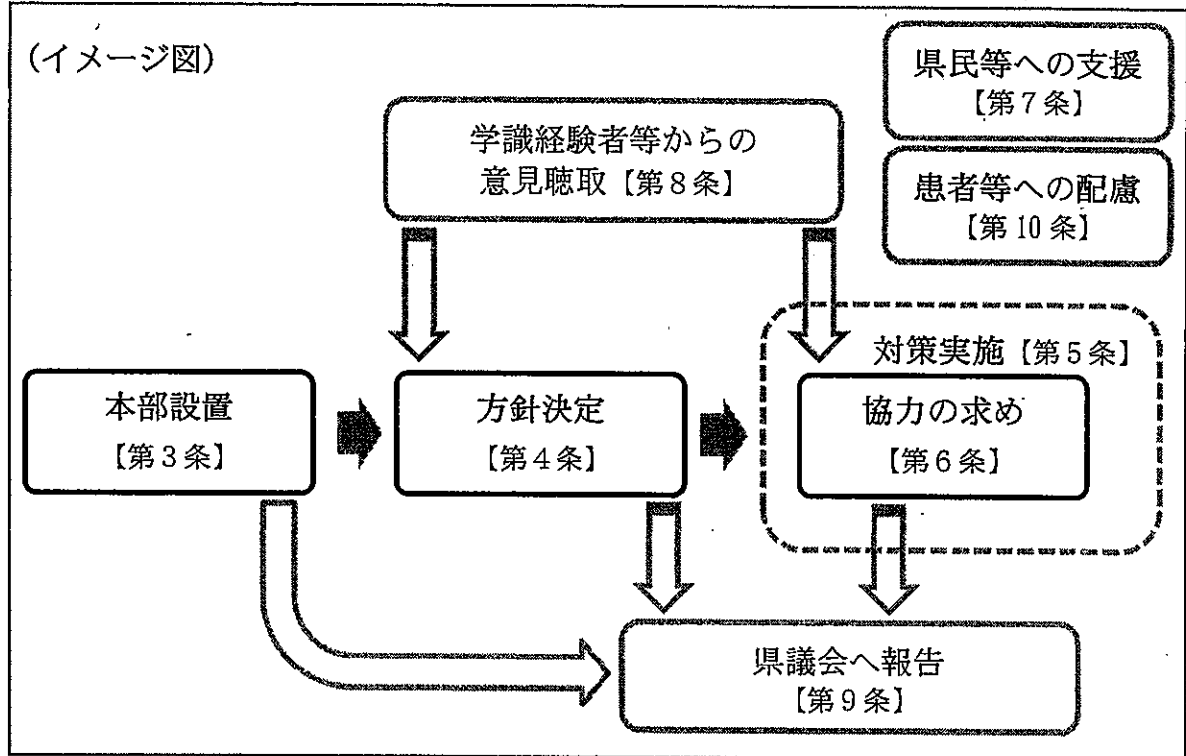
※「休業」とは、施設の使用制限や停止、催物の開催の制限や停止などとして、休業、時間短縮営業、入場制限等の措置を講ずることをいいます。(本運用ガイドラインにおいて同じ。)

## 2 条例による感染症対策の手続き

次のイメージ図に示した手続きにより感染症対策を講じます。

方針決定や対策実施の前には、必ず市町村長の代表者や学識経験者から意見聴取を行うことで、専門的な見地を踏まえた対策を可能とします。

また、本部を設置することとしたとき、方針を決定（変更）することとしたとき、対策を講ずることとしたときは速やかに県議会へ報告することとします。



### (1) 条例による本部の設置【第3条】

特措法に規定する政府対策本部が設置されていない場合は、県は、特措法に基づく県対策本部を設置することも、特措法による対策を講ずることもできません。

県では、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、令和2年1月29日に要綱による県対策本部を設置するとともに、同日に電話相談窓口を設置、同年2月25日に感染症への今後の対応方針を策定するなど、早めの対応を行ってきたところです。

この間、北海道が独自の緊急事態宣言を出し、外出自粛要請をした事例などもあり、今後とも政府対策本部が設置されていなくても、一定の対応が必要となる場合があると考えられます。

そのため、条例により対策本部を設置できることとしました。これにより、政府対策本部が設置される前や政府対策本部が廃止された後、県独自の理由

により感染症対策を継続する場合や県の区域において突発的に感染症がまん延する場合に、条例に基づいて県独自で対策本部を設置することが可能となります。

## (2) 基本の方針【第4条】

基本の方針とは、感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等の個別の感染防止策について整理したもので、県対策本部で定めます。

なお、この条例は基本的な枠組みを定めるものであり、個別の感染防止策はこの基本の方針に位置付けていきます。

これまで新型コロナウイルス感染症に関して策定してきた方針のうち基本の方針に該当するものは、

- ・ 「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」(R2. 2. 25 第4回長野県新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症・長野県の基本的対処方針」(R2. 3. 31 第2回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部決定)
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県における緊急事態措置等」(R2. 4. 17 第6回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部決定)
- 等になります。

## (3) 学識経験者等からの意見聴取【第8条】

感染症対策に専門的な知見を反映させることを目的として、基本の方針の策定(変更)、特措法の規定による措置や第6条の規定による協力の求めを行う際には、

- ・ 市町村の長を代表する者(市長会会長及び町村会会長を想定)、
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者(医療関係者、法律・経済関係者を想定)

から必ず意見を聴取することとしました。

## (4) 県議会への報告【第9条】

感染症対策は、県民に及ぼす影響が幅広いことから、

- ・ 県対策本部を設置し、又は廃止することとした場合
- ・ 基本の方針を策定し、又は変更することとした場合
- ・ 要請等を行うこととした場合

は、速やかに県議会へ報告することとしています。



### 3 対策

#### (1) 感染症対策【第5条】

県では、新型コロナウイルス感染症等への対策として、①施策の実施の周知や感染防止策に係る情報提供、②医療提供体制の強化等、③感染防止のための県民の皆様への協力依頼を実施します。

新型コロナウイルス感染症については、次のように対応しています。

①については、基本の方針に基づく施策を周知し、感染防止策に係る情報提供を行うこととしています。

②については、医療提供体制の強化、検査及び調査に関する体制の充実、必要な物資又は資材の備蓄その他必要な対策を進めていきます。こうした取組により、確実かつ迅速に検査を実施するとともに、クラスター発生に対し、的確に対応できる体制を構築していきます。

③については、感染防止策を講ずるよう協力を求めることができることとしています。手洗い等基本的な感染症対策の徹底をお願いすることや新型コロナウイルスと共存のための行動変容（いわゆる「新しい生活様式」に沿った行動）の呼びかけなどを行います。

#### (2) 協力の求め（新型コロナウイルス感染症対策に限って実施します。）

##### 【第6条】

この条例や特措法に基づく様々な協力の求めをいつ行うかについては、感染症の性質（感染力や致死率など）や医療提供体制の状況等を勘案して、最善の内容を最善のタイミングで行うことが重要と考えています。

感染症の性質は、必ずしも一様ではなく、全ての感染症に同じ対策を取ることが適当ではない場合も考えられるため、条例第6条は新型コロナウイルス感染症対策のみに限定して適用することとしています。

新型コロナウイルス感染症に関しては、専門家懇談会の意見も聴取した上で、「感染警戒レベル」を長野県独自に設定しています（11ページの（参考）を参照）が、レベル3（域内まん延期：県独自の「非常事態宣言」を発令するレベル）に達していない地域に対して外出自粛や施設の使用停止等の要請を行うことは想定していません。

## ① 条例第6条第1項による「検討の協力の求め」を行う考え方

～ どんな時、誰に求めるのか ～ 【第6条第1項】

概ね、次の条件を満たすとき休業等の検討の協力を求めることがあります。

### どんな時

- ・ 県内の感染警戒レベルが「レベル3」（域内まん延期）のとき  
又は
- ・ 多くの都道府県に対して緊急事態宣言が発令されるなど、広範な地域でまん延が進んでおり本県との人の往来を極力少なくする必要があるとき

### 誰に

- ・ 観光・宿泊施設など人の往来を誘発させる施設を管理する者

感染拡大初期の本県における主要な対策は、県外との人の往来をどう抑制するかにかかっています。そのため、県内の状況だけではなく、県外の状況についても評価分析し、時期と対象者を慎重に見極めることが必要であると考えています。

対策実施の時期については、全国に緊急事態宣言が発令され、各都道府県において県境をまたいだ往来の自粛が呼びかけられている場合（第1波の観光・宿泊事業者に対する休業の検討の協力依頼と基本的に同様の場合）が典型です。それ以外の場合としては、本県との人の往来が比較的盛んな南関東の1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）及び隣接している県（愛知県、岐阜県、富山県、新潟県、群馬県、山梨県、静岡県、埼玉県（再掲））の多くの地域において緊急事態宣言が発令されるなど、顕著な感染の拡大が認められるような場合などが考えられます。

もとより、こうした場合に至るまでの間も、県としての観光キャンペーンの中止や、予約延期を宿泊施設等が行う際の支援、感染拡大地域からの誘客中止の事業者へのお願い、県外との往来自粛（特措法第24条第9項、条例第6条第2項第1号）などにより、観光目的の往来抑制について段階的に取り組むこととします。

② 特措法及び条例第6条第2項に基づく要請等を行う考え方

～ どんな時、誰に求めるのか ～ 【第6条第2項】

概ね、次の条件を満たすとき外出自粛や休業等の検討の協力を求めることがあります。

**どんな時**

政府対策本部が設置されていない場合（※）であって、県内の感染警戒レベルが「レベル3」（域内まん延期）のとき

（※ 政府対策本部が設置されているときは、特措法の措置に基づき対応します。）

**誰に**

- ・ （外出自粛の協力） 県民・来県者
- ・ （休業等の検討の協力） 特措法第45条第2項により休業要請を行うことができる者

条例第6条第2項第2号の協力の求めについては、特措法第45条第2項により休業要請を行うことができる者に対して行うものです。

特措法第5条や条例第6条第3項により要請等は必要最小限のものとするのが求められていることから、レベル3に該当する地域における要請等を行うにあたっては、市町村単位等で区域を限定することなども含め、学識経験者等の意見を聴取し、時期及び対象となる区域、業種等を慎重に検討します。

③ 条例第6条第1項の「人の往来を誘発させる施設」とは

第1波における県独自の休業の検討の協力依頼の対象施設は、以下のとおりであり、今後の協力の求めに当たっては、こうした施設を参考として必要最小限のものとなるよう検討します。

◇ 観光・宿泊施設等（主として観光客を対象とする施設）

- (a) ホテル・旅館（不要不急の旅行観光による感染拡大を防ぐため、人の往来を最小限にするよう主として観光目的の観光・宿泊施設を対象としました。ビジネス利用については、適切な感染防止策を徹底するよう要請した上で営業できることとしました。）
- (b) 簡易宿所（山小屋を含む。）、民泊施設
- (c) テーマパーク
- (d) 遊園地
- (e) ゴルフ場
- (f) 体験施設（陶芸、ガラス工芸、キャンプ場など）
- (g) 日帰り温泉施設

◇ 集会・展示施設

（主として観光客を対象とする施設、延床面積1,000㎡以下を含む。）

- (a) 文化ホール（文化会館）
- (b) 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園

(参考) 「感染警戒レベル」とは

県として独自に定めた発生段階の区分(感染警戒レベル)であり、県内の感染状況を圏域ごとに見定めるために、専門家の意見を聴きつつ定めるものです。

Level 1 域内発生早期	感染者数に関わらず、感染経路が特定(推定)できている状態(県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定(推定)できている事例のみの場合)
Level 2 域内感染発生期	ア 感染経路が特定できない者が発生 イ 単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が確定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生
Level 3 域内まん延期	ア Level 2のア又はイに該当する事例が多数発生(概ね3件以上。ただし、アとイの要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2件とする) イ クラスターが複数発生

※ 【全県又は複数圏域における Level 2 又は Level 3 への引上げ基準】

全県又は複数圏域における Level 2 又は Level 3 への引上げ基準は、原則以下のとおりです。引上げを決定するに当たっては、「直近1週間の感染経路不明割合」、「入院者/受入可能病床数の割合」、「Level 2 又は Level 3 の圏域数」などのモニタリング指標の状況も踏まえた上で総合的に検討し、学識経験者等の意見を聴取します。

Level 2 及び Level 3 の基準となる指標	Level 2 の基準値	Level 3 の基準値
直近1週間の人口10万人当たり 新規感染者数(人)	0.4人(注)	1.2人

(注) その前の1週間から増加している場合など引き続き増加が予想される場合とします。単発的なクラスターにより基準を超えていても抑え込みが可能な場合など、引き続き増加のおそれが少ない場合は除きます。

※ 詳細は、以下長野県公式ホームページをご確認ください。

(長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-sengen.html>

#### 4 県民の皆様への支援【第7条】

感染症対策は、県民の皆様へ大きな影響を与えるものです。

そのため、県として、感染症により生活又は経済活動に影響を受ける県民及び事業者の皆様に対し、必要な措置を講ずることを明記しました。

支援の内容は、相談体制の充実や経済的な支援など幅広いものです。

今後、協力の求め（第6条）を行うに当たっては、その時々に応じた適切な措置を検討し、できる限りの支援に努めてまいります。

現在は、以下のような支援に取り組んでいます。

##### ◇ 事業者の皆様向けの支援

- ・ 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金の支給
- ・ 飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金の支給
- ・ コロナ特別対応型持続化支援事業（国持続化補助金を拡充）の実施
- ・ 地域支え合い観光緊急事業（観光振興地域協働事業）支援金の支給
- ・ 県税の徴収猶予、申告期限の延長 等

##### ◇ 個人の方向けの支援

- 休業・失業で生活資金に不安のある皆様への資金の貸付や支給

…… [主に休業された方] 緊急小口資金の貸付（特例貸付）

…… [主に失業された方] 総合支援資金の貸付（特例貸付）

- お住まい・家賃でお悩みの皆様への支援

…… [家賃を支給] 住居確保給付金の支給

…… [入居保証支援] 賃貸住宅の入居保証の支援

- お仕事をお探しの皆様向けの支援

…… 就職困難者のための就職サポート

※ 詳細は、以下長野県公式ホームページをご確認ください。

（事業者の皆様向け支援情報）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-support1.html>

（個人の方向け支援情報）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-support2.html>

## 5 互いに配慮し支え合う長野県へ【第10条】

非常に残念なことではありますが、新型コロナウイルス感染症に関連して、他者への敬意や思いやりを欠いた行動が全国各地で見受けられました。

### <具体例>

- ・ 医療関係者に対する子どもの保育所登園拒否、タクシー乗車拒否
- ・ 海外からの帰国者に対する施設の利用禁止
- ・ 県外ナンバーの車に対する投石、幅寄せなどの嫌がらせ
- ・ 県外ナンバーの車の利用者に対する誹謗中傷
- ・ 感染者や家族を特定したインターネット上での匿名による誹謗中傷

不当な差別的取扱いや誹謗中傷は、未知のウイルスに対して恐怖や不安があり、それらから自分を守ろうという本能的な思いから発生します。

その結果、誹謗中傷などを受けたくないという気持ちから、感染症に感染している可能性があっても受診を控えたり、最前線でウイルスと闘っている医療関係者のモチベーションを下げたりと、感染症対策を進めていく上で支障が生ずる行動につながる恐れもあります。

このため、こうしたことについて、県民の皆様は改めて認識していただいた上で、一人ひとりが正確な情報に基づいて冷静に行動していただく必要があります。

県では、正確な情報の発信はもとより、著名人やスポーツ選手の協力も得ながら、様々な媒体を活用して人権尊重についての不断の啓発を行い、お互いに配慮し支え合い、県民が一丸となって感染症対策を進めていくことができるよう取り組んでまいります。

## 6 条例の見直し【附則第4項】

新型コロナウイルス感染症について、特措法により対策を行うことができる期間は限定されています（特措法附則第1条の2第1項）。

現時点では、新型コロナウイルス感染症の治療薬やワクチンは開発されていませんが、開発された際には必要な対策が変更される可能性があります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の病原体の変異や新たな新型インフルエンザ等のまん延が起こる可能性も否定できません。

こうしたことから、この条例に基づく感染症対策のあり方については状況に応じた見直しの必要性が見込まれるため、施行後2年以内を目途として見直すこととしています。

## 終わりに

感染症対策は、県民一丸となって取り組むことにより、大きな対策効果が得られる一方で、県民生活に極めて大きな影響を与えてまいります。

そのため、条例という形で、県として、どのような権限に基づき、どのような時、どういう措置を行うのかという基本的な枠組みをあらかじめお示ししました。

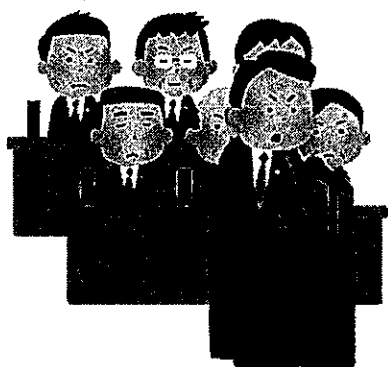
今後とも、県民の皆様への命と健康を守るために、しっかりと対策を進めていくとともに、対策により影響を受ける皆様に寄り添った支援に努めてまいります。

県民の皆様の引き続きのご協力をお願いします。



## 県議会の審議の中で議論された事項

～ 条例制定の狙いは ～



この条例は、新型コロナウイルス感染症の第2波や将来発生し得る同様の感染症への対応を定めるものということですが、この条例を制定しようとする狙いは何ですか。

この条例は、これまで対策を実施する中で、見えてきた課題を踏まえ、特措法を補完する形で本県として必要な対応を行うためのものです。

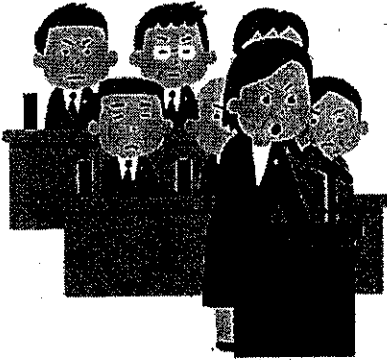
また、県議会への御報告、あるいは、学識経験者等からの意見聴取なども含めて、条例として手続きを明確化し、県民の皆様と認識を共有した上で、今後の確な対応を図っていくため、基本的な枠組みを定めようというものです。

新型コロナウイルス感染症は、まだまだ対策を講じていかなければいけない状況です。

引き続き、医療検査体制の強化・充実をはじめとする、様々な対策をしっかりと講じていくことにより、感染症対策を着実に推進し、県民の皆様の命と健康を守るため全力で取り組んでまいります。



～ これまでの対策の効果は ～



これまでに県が取り組んだ対策の効果について検証しないのでしょうか。  
特に法令に基づかない措置として実施してきた対策の検証は行われたのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症については、依然として判明していないことも多くあります。これまでの対策の振り返りを行い、詳細な検証をしていくことが必要です。

しかし、第2波が全く予見できない中、できるだけ早く対応するための体制を備えておくことが必要です。

また、地域の実情に応じた対応などについて、特措法では必ずしも十分とはいえない面もあり、基本的な考え方や手続きについて条例により定め、これまでの対応で課題として捉えていることについて対処する必要があります。



#### 《これまでの対応の振り返りから》

##### ① 早期の対策による効果

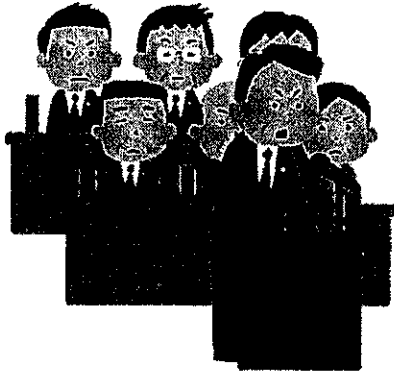
特措法では、政府対策本部が設置されるまでは具体的な対策が取れません。北海道では、政府対策本部が設置される1か月前に独自の外出自粛要請を行い、これにより一時的にまん延が収束され、一定の効果があったと考えています。

##### ② 地域の実情に応じた対策による効果

本県では、人の往来を制限、抑制していくという観点で、特措法で使用制限の対象とならない観光・宿泊施設に対する休業の検討の協力依頼を行い、その結果、5月の大型連休中の入込客を非常に少なく抑えることができました。

また、県からの協力依頼によって、宿泊施設の経営者からは、既に入っていて断りづらい予約を、断ることもできたとの声も伺っています。

～ 強制的に休業させることはあるのか ～



条例に基づき休業要請を行った場合、それに応じない事業者に対して、強制的に休業させることはあるのですか。

条例における様々な対策の基本は協力です。

県民、事業者の皆様の理解と協力のもとで感染症対策を進めることが大変重要です。

「協力の求め」は、行政処分ではなく、協力に応じないことで不利益はなく、また、罰則もありません。従って、行政が強制的に休業させるようなことはありません。

第1波では、観光・宿泊施設に対して法に基づかない任意の休業の検討の協力依頼を行いました。積極的かつ自主的に、多くの施設にご協力をいただきました。

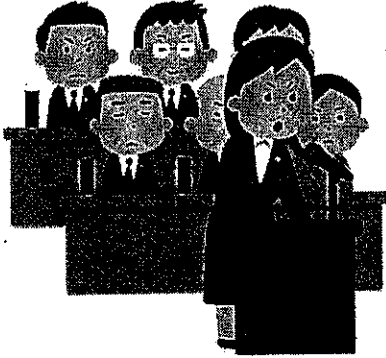
他方で「協力の求め」という強制力を伴わないものであっても、社会全体に大きな影響を及ぼす可能性が高いことから、条例に基づく措置として行うことが法治主義の観点から適当であると考えています。

なお、日本社会においては「同調圧力」が働きやすいともいわれていることから、検討の協力は任意であり、休業を行うか否かは事業者の主体的な判断にゆだねられていることを十分周知してまいります。

また、いわゆる「自粛警察」といわれるような行動は厳に慎んでいただくことが重要であり、営業している事業者等に対して、第10条により誹謗中傷を行わないよう求めているところです。



～ 支援を示した理由は ～



条例では感染症の影響を受けた県民や事業者に対し、経済的な支援を講ずるとしていますが、支援の程度は示さずに、支援の原則のみを示しているのは何故ですか。

感染症への対応は、県民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしうるものであることから、条例では、支援規定をあえて置いています。

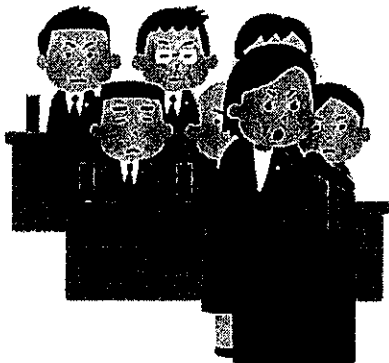
条例第7条で「必要な措置を講ずるものとする」と規定していますが、これは行政に対して一定の義務付けをするものです。

支援の内容は、相談体制の充実や経済的な支援など、県が行う支援全体を指します。経済的な支援には直接的な現金給付のほか、各種キャンペーンや資金繰り支援など、生活支援や経済活性化に資する幅広い措置を含んでいます。

条例に支援の程度を示していないのは、その時々に応じた適切な支援の方法等の検討を必要とするためですが、できる限りの支援に努めてまいります。



～ 互いの立場が尊重される長野県に向けて ～

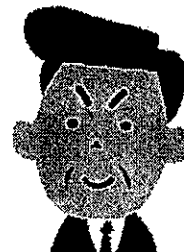


差別や偏見を根絶するために、県民の皆様とともに考える必要があると考えます。県の役割や今後の取組への思いをお聞かせください。

県の役割は、関係機関と連携して、正確な情報提供や教育、啓発を進めていくことです。

また一方で、県民の皆様がいたずらに不安を抱くことがないように、安心、安全を感じていただける政策を進めていくことも重要です。

人は一人では生きられない存在です。必ず誰かと支え合い、協力し合って社会生活を営んでいます。人権が尊重され、お互いの立場が尊重され、不当な差別のない社会を目指して取り組んでまいります。



## ○長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）

### （目的）

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の基本となる事項、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置等について定めることにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）と相まって、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止を図り、もって県民の生命及び健康を保護し、並びに県、県民、事業者等が協力して安全で安心な県民生活を維持することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「新型コロナウイルス感染症」とは、法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

2 この条例において「新型コロナウイルス感染症等」とは、新型コロナウイルス感染症及び法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。

### （条例対策本部の設置等）

第3条 知事は、県の区域において新型コロナウイルス感染症等のまん延のおそれがあると認めるときは、新型コロナウイルス感染症等に関する対策本部（以下「条例対策本部」という。）を設置するものとする。ただし、法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されているときは、この限りでない。

2 条例対策本部の長は、知事をもって充てる。

3 条例対策本部は、新型コロナウイルス感染症等に対する対策に関し、県が実施する施策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

4 知事は、法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたとき又は新型コロナウイルス感染症等のまん延のおそれがないと認められたときは、条例対策本部を廃止するものとする。

5 この条に定めるもののほか、条例対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

### （基本的方針の策定）

第4条 県対策本部（条例対策本部又は法第22条第1項に規定する都道府県対

策本部をいう。以下同じ。)は、新型コロナウイルス感染症等に対する対策を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等に係る基本の方針(以下「基本の方針」という。)を定めるものとする。

(感染症等に対する対策の実施等)

第5条 県は、県民、県の区域に滞在する者及び事業者(以下この条及び第10条において「県民等」という。)に対し、基本の方針に基づく新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の実施について周知し、県民等が自ら感染を防止するための対策を適切に講ずることができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

2 県は、県民が安全で安心な生活を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症等に関し、医療提供体制の強化、検査及び調査に関する体制の充実、必要な物資又は資材の備蓄その他必要な対策を実施するものとする。

3 県対策本部の長は、県民等に対し、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講ずるよう協力を求めることができる。

(まん延を防止するための協力の求め等)

第6条 県対策本部の長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況並びに医療提供体制の状況を考慮して県対策本部の長が定める期間及び区域において、新型コロナウイルス感染症がまん延していると認められる地域との人の往来を誘発させる施設のうち基本の方針で定めるものを管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他基本の方針で定める措置を講ずることを検討するよう協力を求めることができる。

2 条例対策本部の長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況並びに医療提供体制の状況を考慮して条例対策本部の長が定める期間及び区域において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める協力を求めることができる。

(1) 県民及び県の区域に滞在する者 生活の維持に必要な場合を除きこれら

の者の居宅又はこれに相当する場所から不要不急の外出をしないことその他の新型コロナウイルス感染症のまん延の防止に必要な協力を行うこと。

- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下この号及び附則第3項において「政令」という。）第11条第1項（第14号を除く。）に規定する多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者 当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令第12条各号（第6号を除く。）に掲げる措置のうち基本の方針で定めるものを講ずることを検討するよう協力すること。

- 3 前2項の規定による協力の求めは、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要最小限のものでなければならない。

（県民及び事業者に対する措置）

第7条 県は、新型コロナウイルス感染症等により生活又は経済活動に影響を受ける県民及び事業者に対し、相談体制の充実、経済的な支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（基本の方針等についての意見の聴取）

第8条 県対策本部の長は、次に掲げる場合は、あらかじめ、市町村の長を代表する者及び新型コロナウイルス感染症等に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 基本の方針を策定し、又は変更する場合  
(2) 法第24条第9項に規定する要請若しくは法第45条第1項若しくは第2項の規定による要請若しくは同条第3項の規定による指示又は第6条第1項若しくは第2項の規定による協力の求め（次条第3号において「要請等」という。）を行う場合

（県対策本部の設置等の報告）

第9条 知事は、次に掲げる場合は、速やかに、その旨を議会に報告しなければならない。

- (1) 県対策本部を設置し、又は廃止することとした場合  
(2) 基本の方針を策定し、又は変更することとした場合  
(3) 要請等を行うこととした場合

（患者、医療関係者等への配慮）



第10条 県民等は、新型コロナウイルス感染症等の患者及びその家族、医療機関に勤務する者、県の区域に滞在する者、事業者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等により患していること又は患しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い又は<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷をしてはならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に県対策本部が定めている新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等に係る方針等は、新型コロナウイルス感染症に関する第4条の規定により定められた基本方針とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県対策本部が行っている政令第11条第1項に規定する多数の者が利用する施設以外の施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する当該施設の使用の制限その他の措置を講ずることを検討することへの協力の依頼は、第6条第1項の規定により行われた協力の求めとみなす。

##### (検討)

- 4 県は、この条例の施行後2年以内を目途として、関係法令の改廃の状況、医学医療の進歩の推移、新型コロナウイルス感染症等の発生及びまん延の状況、新型コロナウイルス感染症等の病原体の変異等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。